建築基準法第12条第1項及び第3項に定める定期報告制度における 調査・検査の項目、方法及び判定基準並びに報告書等の様式に関する パブリックコメント(その2)の募集要領

■意見募集対象

- ①ロープ式エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機に関する定期検査の検査項目及び 項目ごとの検査方法、判定基準
- ②ロープ式エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機に関する特定行政庁への報告書の 様式 (第三面)

■資料入手方法

- (1) ホームページでの掲載
- (2) 窓口での配布

国土交通省住宅局建築指導課(東京都千代田区霞が関中央合同庁舎3号館2階)

■意見募集期間

平成 19 年 10 月 17 日 (水) ~平成 19 年 11 月 15 日 (木)

■意見送付方法

別紙の意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局建築指導課までご意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

(1) FAXの場合 FAX番号 : 03-5253-1630

(2) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛 (「定期検査における検査方法、判定基準及び報告の様式(その2)

に対する意見」と明記して下さい。)

(3) 電子メールの場合 メールアドレス: kenshi@mlit.go.jp

(電子メールの題名を<u>「定期検査における検査方法、判定基準及び</u>報告の様式(その2)に対する意見」として下さい。)

■注意事項

皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛

定期検査における検査方法、判定基準及び報告の様式(その2)に対する意見

氏 名	(フリガナ)
住所	
所属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
意意	(対象法令名:該当する件名の□に「レ」マークでチェックして下さい。) □定期検査の検査項目及び検査項目ごとの検査方法、判定基準□特定行政庁への報告書の様式(第三面) (対象部分:)